

～電子申請で業務を効率化しましょう～

電子申請とは、現在は紙によって行われている「36 協定届」や「就業規則変更届」等を、インターネットを利用して来署せずにパソコンを用いて行えるようにするものです。

労働基準法に関連する届出だけではなく、労働安全衛生関係、労災関係についても一部届出を除き、紙ではなく電子申請による届出が行えます。

電子申請の事前準備が3つ必要となっています。

① e-G o vアカウント又はGビズIDの作成

電子申請を行うには、上記アカウントを作成することが必要です。なお、Microsoft アカウントを既にお持ちの場合は、e-G o vアカウントを作成せずともMicrosoft アカウントをログインアカウントとして利用できます。

② ブラウザの設定

ポップアップブロックが有効になっていると、画面が正しく表示されない場合がございますので、ポップアップブロックを解除してください。

③ アプリケーションのインストール

上記3つを行えば電子申請の準備は完了です。

実際の手続方法については、パンフレットや厚生労働省がユーチューブに上げている動画（下記二次元コード参照）を参考にしてみてください。

電子申請であれば監督署の閉庁日や閉庁時間であっても申請が行えます。また、受付印がついた控え文書をPDFによって返戻しているため、電子データでの保存がしやすくなるというメリットもありますので是非ご活用ください。

e-G o vアカウントの取得方法がわからない等があればe-G o v利用者サポートデスク（TEL：050-3786-2225）、労働基準法などの手続に関して不明点があれば労働基準監督署（TEL：0563-57-7161）にご相談ください。

<参考>

電子申請を行うに当たって事前準備や基本的な流れについて記載したパンフレット↓

厚生労働省のユーチューブアカウント →

